

日本昆虫学会会則

1948年10月9日制定

1975年9月25日改正

1988年10月9日改正

1989年10月9日改正

1990年10月3日改正

1993年4月4日改正

1998年10月3日改正

2002年9月27日改正

2003年10月11日改正

2004年11月4日改正

2008年9月14日改正

2009年10月9日改正

2010年9月18日改正

2014年9月14日改正

2015年9月19日改正

2016年3月26日改正（2017年1月1日施行）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は日本昆虫学会（Entomological Society of Japan）と称する。

（目的）

第2条 本会は昆虫学の進歩・普及を図ることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は次の事業を行う。

（1）大会・講演会および講習会など集会の開催。

（2）会誌「Entomological Science」および「昆蟲（ニューシリーズ）（Japanese Journal of Entomology (New Series)）」、昆虫学に関するその他の図書の編集と発行。

（3）関係諸機関、諸学会等との連絡。

（4）その他本会の目的達成に必要な事業

（事務所）

第4条 本会の事務所の所在地は、総会において決定する。

（支部）

第5条 本会には北海道，東北，関東（山梨を含む），東海（静岡，愛知，岐阜，三重），信越（新潟，長野，富山，石川），近畿（福井を含む），中国，四国，九州（沖縄を含む）の9支部をおく。

2. 支部の運営は，支部において定める規則によって行う。

第2章 会 員

（会員の種類）

第6条 本会の会員は，正会員，名誉会員，団体会員および賛助会員とする。

(1) 正会員とは本会の趣旨に賛同して入会した個人をいい，一般正会員，若手正会員，学生正会員，海外正会員とがある。若手正会員とは，日本国内に会誌発送先があり，学生の身分を失って3年後までの，学生であった証明を受けた会員である。通算3年を限度として認定する。学生正会員とは，日本国内に会誌発送先があり，学生である証明を受けた会員である。海外正会員とは，日本国外に会誌発送先のある会員である。

(2) 名誉会員とは本会の目的とする事業に対してとくに功労のあった正会員または正会員以外でわが国における昆虫学の進歩普及にとくに貢献した人で，総会の決議によって推薦された個人をいう。

(3) 団体会員とは本会の趣旨に賛同して入会した学術団体またはそれに準ずるものをいう。

(4) 賛助会員とは本会の趣旨に賛同し，その事業に協力する事業団体をいう。

（会員の権利）

第7条 正会員および名誉会員は，その研究業績を本会の大会および会誌に発表することができ，かつ電子版の英文誌及び印刷版の和文誌を入手できる。希望する場合は印刷版の英文誌を有償で受け取れる。

2. 一般正会員，若手正会員，学生正会員，名誉会員は，総会において審議権と議決権をもつ。

3. 日本国内に会誌発送先のある正会員は会長ならびに評議員の選挙権と被選挙権をもつ。

4. 名誉会員は会費を免除される。

5. 団体会員および賛助会員は会誌の配付をうける。

（会員の義務）

第8条 一般正会員は会費年額 9,000 円を，若手正会員は会費年額 6,000 円を，学生正会員は会費年額 3,000 円を，海外正会員は会費年額 5,000 円を前納しなければならない。団体会員は会費年額 15,000 円を，また賛助会員は 30,000 円を一口とする会費年額を前納するものとする。

（入会）

第9条 正会員として入会しようとするものは，連絡先，氏名（ローマ字による表記をつける）等を記載し，会費1年分を添えて，庶務幹事に申し込むものとする。団体会員または賛助会員の場合もこれに準ずる。ただし，若手正会員として入会する場合はそれまでの指導教

員の署名，学生正会員として入会する場合は現在の指導教員の署名のある身分証明書を添えなければならない。

(権利・資格の停止)

第 10 条 会員は会費未納の場合，会員としての権利を失う。

2. 会員は次の事由によって，その資格を失う。

(1)退会，(2)除名，(3)死亡

(退会)

第 11 条 退会を希望するものは，その旨庶務幹事に申し出るものとする。ただし退会にさいしては，既納の会費は返却しない。

2. 3 年以上にわたって会費を滞納した場合には，退会とみなされる。

(表彰および除名)

第 12 条 本会の目的に著しく貢献する活動は，別に定める規程により総会において表彰される。

2. 本会の会員で本会の体面を著しく汚したり，本会の趣旨に反するような行いがあれば，総会の決議によって除名することがある。

第 3 章 役 員

(役員構成)

第 13 条 本会に次の役員をおく。

会長 (1 名)，副会長 (1 名)，大会会長 (1 名)，評議員 (選挙細則による規定数)，編集委員長 (1 名)，編集委員 (若干名)，会計監査 (2 名)，幹事 (若干名)。

(会長)

第 14 条 会長は本会を代表し，評議員会の議長をつとめ，賛否同数の場合には決定権をもつ。

2. 会長は総会および評議員会を召集し，また必要とあればとくに委員会を設置してその意見をもとめることができる。

3. 会長は一般正会員，若手正会員，学生正会員の直接投票により選出する。任期は 2 年とし，重任できない。なお選出方法は別に定める選挙細則による。

(副会長)

第 15 条 副会長は会長を補佐し，会長事故あるときは会長の職務を代行する。

2. 副会長は会長が評議員の中から候補者を指名し，評議員の過半数の信任を得た上で委嘱する。任期は 2 年とし，重任できない。

(大会会長)

第 16 条 大会会長は大会を開催する支部の定める方法によって選出され，その年次の大会を主催する。

(評議員)

第 17 条 評議員は評議員会の構成員として、会務を審議する。

2. 評議員は一般正会員、若手正会員、学生正会員の中より、選挙細則の規定に基づいて支部ごとに選出するものとする。評議員が他の支部に転出した場合は、その地位を去る。
3. 評議員の任期は 2 年とし、連続して 3 期つとめることはできない。

(編集委員長と編集委員)

第 18 条 本会に会則第 3 条 (2) に示された会誌の編集を行うために編集委員会を置く。

2. 編集委員長は評議員の推薦により、会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任をさまたげない。
3. 編集委員は編集委員長の推薦により、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。任期は 2 年とし、重任をさまたげない。
4. 編集委員長および編集委員の交替は、会長および評議員の改選の 1 年後に行うものとする。

(会計監査)

第 19 条 会計監査は会計年次終了後、すみやかに会計監査を行い、その結果を公表する。

2. 会計監査は評議員会が選出する。
3. 会計監査の任期は 2 年とし、重任しない。

(幹事)

第 20 条 幹事は庶務、会計、渉外、図書、本部事務などに関する事務を担当する。

2. 幹事は評議員会の承認を経て、会長が委嘱する。
3. 幹事の任期は 2 年とし、重任をさまたげない。

第 4 章 会 議

(総会)

第 21 条 総会は年 1 回以上開くものとし、その開会を少なくとも 1 ヶ月以上前に会員に通知しなければならない。

2. 総会は会の運営に関する重要事項の決定を行う。
3. 総会の決議は、出席者の単純多数の同意による。ただし会則等の変更については、別に定める。

(評議員会)

第 22 条 評議員会は評議員をもって構成し、会長の召集により年 1 回以上開くものとする。

2. 評議員は必要と認めた場合に、会長に評議員会の開催を求めることができる。
3. 評議員会は各支部より、少なくとも 1 名以上の評議員または委任状による代理者 (会員) が出席し、かつ出席者が定員の過半数の場合に成立する。
4. 評議員会の議決は出席者の過半数の同意による。
5. 編集委員長および第 14 条 2 項で設置した委員会の委員長は評議員会に出席できるが、評議員でない場合には議決権がない。

(集会)

第 23 条 大会は原則として毎年開催するものとし、担当支部はその日程を前年度の総会で報告するものとする。

2. 大会は支部の回り持ちで開催するものとし、開催の要領については担当支部で定める。

第 24 条 その他本会が主催する集会については、開催要領を評議員会において定める。

(その他の委員会)

第 25 条 本会に選挙管理委員会を置く。その他必要な委員会は会則第 14 条 2 項によるほか、評議員会の承認を得てこれを設けることができる。なお各委員会に関する規程は別に定める。

第 5 章 会 計

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 27 条 本会は会費、事業収入、寄付金その他の収入をもって運営の経費にあてる。年度末における経費の剰余は、次年度に繰り越す。

第 28 条 本会の財産は、会計を担当する幹事が保管する。

第 6 章 会則等の変更

第 29 条 会則の変更は、会員の建議によって評議員会に提案され、評議員会の審議を経て総会にはかり、総会出席者の過半数の同意によって決定する。

2. 規程および細則の変更は評議員会で行い、総会に報告するものとする。